

2025 年 3 月 14 日
電 気 事 業 連 合 会

「企業倫理等委員会」の開催について

会員各社内発生した、小売電気事業者によるカルテル事案および小売電気事業者の従業員等による送配電会社が保有する非公開情報の不正閲覧事案を受け、電気事業連合会および会員各社は再発防止に取り組んでいます。電気事業連合会では、これらの事案に対する再発防止の徹底に向けて、本日、会員各社の社長とコンプライアンスに精通した外部の弁護士をメンバーとする「企業倫理等委員会」を開催いたしました。

電気事業連合会としては、昨年、再発防止のための独占禁止法遵守の取り組みを進めるとともに、会員各社に対する行為規制等遵守の取組支援を行い、各社において、内部統制強化の取り組みが着実に進捗し、一定の成果が出ていることを確認しました。今後も不断の改善を加えながら、業界をあげて、さらなるコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでまいります。

<本日の概要>

1. 日 時

2025 年 3 月 14 日（金）10:50～11:05

2. 委 員

電力各社（10 社※）の社長、電気事業連合会副会長、
電気事業連合会理事・事務局長、社外から招聘した弁護士（1 名）
※北海道電力、東北電力、東京電力 HD、中部電力、北陸電力、関西電力、
中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の 10 社

3. 議事要旨

（1）独占禁止法遵守徹底に向けた取り組み

- ・今年度実施した会内職員に対する独占禁止法遵守徹底のための取り組みの効果を検証するとともに、来年度の取組方針を確認。

（2）行為規制等遵守に向けた内部統制強化の取り組み

- ・専門家知見を踏まえた提案に基づく各社の内部統制強化の取り組みの進捗や課題など、電気事業連合会が調査した結果を確認。
- ・各社がより実効性の高い取り組みを進めていけるよう、来年度の支援の取組方針を確認。

以 上